

会 議 録 目 次

令和４年第３回海田町議会臨時会（第１日目）

令和４年５月１２日（木）午前９時００分 開会

日 程 第 １	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	４
日 程 第 ２	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	４
日 程 第 ３	報告第１号 工事請負契約の変更について（奥之谷川河川改修工 事その３）・・・・・・・・・・・・・・・・	４
日 程 第 ４	報告第２号 令和３年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書・・	14
日 程 第 ５	承認第２号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例 の一部を改正する条例）・・・・・・・・	15
日 程 第 ６	第 24 号議案 工事請負契約の締結について（海田南小学校トイレ 改修工事）・・・・・・・・・・・・・・・・	18
日 程 第 ７	第 25 号議案 財産の取得について（塵芥車（ハイブリッド車））・・	23
日 程 第 ８	第 26 号議案 財産の取得について（電子黒板）・・・・・・・・	25
	（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	26

会 議 録 (第 1 号)

- ~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

|                 |   |         |
|-----------------|---|---------|
| 町               | 長 | 西 田 祐 三 |
| 副 町             | 長 | 今 岡 寛 之 |
| 教 育             | 長 | 佐々木 智 彦 |
| 企 画 部           | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部           | 長 | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部       | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部           | 長 | 久保田 誠 司 |
| 教 育 次           | 長 | 森 山 真 文 |
| 財 政 課           | 長 | 吉 本 真 人 |
| 総 務 課           | 長 | 中 村 修 介 |
| 税 務 課           | 長 | 松 井 良 哲 |
| 町 民 生 活 課       | 長 | 水 川 綾 子 |
| こ ど も 課         | 長 | 新 藤 正 敏 |
| 建 設 課           | 長 | 早稲田 誠   |
| 上 下 水 道 課       | 長 | 木 村 生 栄 |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長 |   | 谷 川 雅 彦 |
| 建 設 課 主 幹       |   | 矢 熊 健 治 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 倉 本 勇 登 |
| 主 査         | 戸 成 正 孝 |
| 主 任         | 辻 千 奈 美 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 10. 議 事 日 程

日 程 第 1 会議録署名議員の指名について

日 程 第 2 会期の決定について

日 程 第 3 報告第 1 号 工事請負契約の変更について（奥之谷川河川改修工事その 3）

日 程 第 4 報告第 2 号 令和 3 年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書

日 程 第 5 承認第 2 号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部を改正する条例）

日 程 第 6 第 24 号議案 工事請負契約の締結について（海田南小学校トイレ改修工事）

日 程 第 7 第 25 号議案 財産の取得について（塵芥車（ハイブリッド車））

日 程 第 8 第 26 号議案 財産の取得について（電子黒板）

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。ただいまの出席議員数は 16 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 4 年第 3 回海田町議会臨時会を開会いたします。なお、本日は地方自治法第 121 条の規定により、町長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので御了承ください。直ちに本日の会議を開きます。さて、新型コロナウイルス感染症は、第 6 波に伴うまん延防止等重点措置が解除されたものの、依然として感染者数は高止まりの傾向にあり、いまだ予断を許さない状況でございます。とりわけ先の大型連休においては、特段の行動制限が取られなかったこともあり、今後の感染者数の推移に留意が必要です。執行部におかれましては、引き続き、ワクチン接種事業を推進していただくとともに、効果的な関連事業への取組をお願いをしたいと思っております。本臨時会におきましても、マスク着用、アクリル板の設置、窓の開放など、基本的な感染防止対策を講じておりますので、よろしくお願いをいたします。議事の円滑な進行に御協力くださいますようお願いを申し上げます。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田） 皆様、おはようございます。本日、令和 4 年第 3 回海田町議会臨時会の招集を申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本臨時会には、報告 2 件、承認 1 件、契約認定 1 件、財産の取得 2 件を提出しております。

議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りたい
と思いますので、よろしくお願い申し上げます。以上、本臨時会の招集に当たりまして
の御挨拶とさせていただきます。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付をしております日程第1から
日程第8に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員  
は、会議規則第110条の規定により、議長より、15番、佐中議員、1番、石橋議員を指  
名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。
本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。この際、議長
より議員及び執行部の皆さんにお願いをいたします。発言される際には、マスクを着用
したままとしますので、的確で分かりやすく、また、声が聞き取りやすく、マイクを立
ててゆっくりと発言をしてください。なお、執行部の皆さんには、挙手の際には職名を
名乗っていただきますようお願いを申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、報告第1号、工事請負契約の変更について、奥之谷川河川改修  
工事その3を議題といたします。町長より報告を求めたいと思います。町長。

○町長（西田）報告第1号、工事請負契約の変更について。令和3年第36号議案により議  
決を得た奥之谷川河川改修工事その3の請負契約の変更について専決処分をしたもの  
でございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、報告第1号、工事請負契約の変更について御説明いたしま  
す。議案書は、1ページをお願いします。報告第1号は、地方自治法第180条第1項の  
規定により専決処分をしたものを報告するものでございます。専決処分の内容について  
は、令和3年第36号議案により議決を得た奥之谷川河川改修工事その3の請負契約の  
工期を変更するもので、工期の末日について、令和4年3月31日までとしていたもの

を、令和4年5月31日までに改めるものでございます。専決処分年月日は、令和4年3月15日です。続きまして、変更概要等について、担当部署から御説明いたします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）続きまして、変更概要等について御説明いたします。資料1の工事請負契約の変更について、奥之谷川河川改修工事その3をお願いします。2の変更概要ですが、（1）と（2）につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。（3）の変更理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により二次製品の製造工程に遅れが生じたため、契約工期内の工事完成が困難となり、2か月間の工期の延伸が必要となったものでございます。次に、工事のスケジュールについて説明させていただきます。資料2の工事箇所図をお願いします。1ページ目の概要図にありますように、上市地内において、奥之谷川に水路ボックスを41メートル設置し、河川断面を拡張するものでございます。2ページをお願いします。工事スケジュールでございますが、上段の赤色の線が当初予定していた工程で、下段の黒の線が変更となった工程です。3行目にあります水路工においては、当初、12月末から施工し、年度内の完成を目指していましたが、二次製品の水路ボックスの製造工程に遅れが生じたため、製品の搬入が3月上旬に延びたことから、2か月間の工期の延伸が必要となったものでございます。以上で報告第1号、工事請負契約の変更について、説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）第一ね、工期の延長についての説明、あるいは、今出される、時期についてね、ちょっとこれの報告、怠慢じゃないんかの。3月31日までの分を、5月の臨時議会での、報告するなんての、3月で終わらんかったら、前の3の予定が遅れるからちゅう理由を、もっと早く説明せな、町民の皆様には、長らく長らく通行止めしてからにの、迷惑がかかったのは分かっちゃろう。工事ちゅうものは通行止めを1日でも早く、普段の生活ができるようにするのが、あなた方の監督じゃないんか。それを5月になってよ、工期延期をします。理由が、3月納期のボックスカルバートが納入が困難になった。もう、ボックスカルバートいけるのは済んじよるじゃないか。大体、工期延期しますじゃどうのこうの、その理由、その分がねえ、理由になってないんよ。あなた方、もっと町民のためを思うて、何か理由をつけてこの、何じゃあ、二次製品が遅れたじゃ。じゃあ、もっとその二次製品がいつになるか、業者によってこれだけ遅れる、それを事

前に報告するのが当たり前じゃないんかのう。そこらがきちっとできとらんから、怠慢じゃないか、指摘するんよ。そのほかに対しても、人手不足じゃ、コロナじゃ、どうのこうのいうて、正当な理由をつけたようなが、正当な理由じゃないわけよ。そこらをちょっと襟を正して報告してくれ。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい。この度の工期を延伸した理由は、水路ボックスの工場の生産工程において遅れが生じたものでございます。当初は、12月下旬から水路工に着手する予定でございましたが、資料1のほうに記載しております理由のとおり、工場のほうで製造工程の見直しを行った結果、現場への搬入が2か月間遅れたものでございます。で、議員さんおっしゃられるように、現場周辺の住民さんには多大なる迷惑をおかけしております。で、1日も早い完成を目指すために、いろんな工程、工場の生産が止まってる間、いろんな工程を詰めていけるように努力いたしましたけども、いかんせん、製造する、ものが、水路のものが入りませんので、この度はやむを得なく、いわゆる不可抗力に該当するものであると考えられますので、そこらは住民さんもちろんなんですけども、御理解いただきたいと思っております。それから、周知ですけども、当然工事が遅れるということは地域住民の方にはお知らせして、早い完成を目指してまいりました。現在は、4月末でございますけども、道路開放させていただいておりますので、今後も早い工期で、工程については、余裕を持った工程を立てて、工事をやっていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）そういうことを今言うちよるんじゃあるまあ。遅れるんじゃったら遅れる前に、二次製品が3月納入は困難ですいうて、2月に分かったら2月になぜ報告せんのか。そこを言うちよるんよ。3月の中頃にボックスカルバートは、皆、いけてあるじゃないか。二次製品が遅れたけんじゃないじゃろうが。やっぱりそこらがの、町民に対して、住民に対してね、親切味がない言うんよ、行政として。何か理由つけりゃ、その場限りで終わる。それが怠慢の原因じゃないかっちゅうことを言いよるんよ。しっかりと、襟を正して、こういう困難なときだからこそ、もうちょっと住民の立場になって、しっかりと考えにやいけんのんじゃないですか。だから、こればかりのことじゃない、いろいろと住民に迷惑かけておるんでしょうが。ね。そこらを、襟を正して、どういふん、あれ、説明責任をやっっていられるかっちゅうことを今聞いちょるわけであっての。

やっぱりねえ、こういうときにこそ、しっかりと行政ちゅうものはやっていかんかったらね、だらだらだらだら、あんた、やりよったら、コロナと一緒にじゃろう。だらだらだらだら、いつ終結がするんか分からんような、そうじゃから、今、分かるところはきちっとせにやいけんちゅうことを指摘しちよるんよ。の。やっぱり、工期なんか延長すりゃ済む問題じゃないんよ。業者と、今の納入業者、コンクリート二次製品が遅れるんなら遅れるのはもう前もって分かっちゃることやから、業者には一応言うたんじゃが、それが進まん、できんかったけんいうんじゃが、二次製品を作る業者に聞いて、忙しいけん、できるんならいつ頃になりますかいう、1月に聞いたら、3月、皆、済む予定のが、いつ頃まで遅れますかいうたら、1か月遅れるんなら1か月遅れる、1月か2月の時点でそれはもう分かるんでしょうが。ね。だからもつとね、親切に分かりやすく説明せんかったらの、あなた方、怠慢じゃ言われてもしようがないじゃないか。そこらもう一回答弁お願いします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）議員さんおっしゃられるように、地元の方には多大なる迷惑をおかけして、生活に不自由をかけておったところでございます。で、地元の方への周知、こちらにつきましては、町としても十分であったかどうかというところは置いて、しっかりしてきたつもりでございます。で、議会のほうにつきましても、委員会等で説明させていただいておりましたが、今おっしゃられるように、細かく丁寧に説明ができていなかったところがあるやもしれませんので、そこら辺は今後の反省点として対応して、1日も早く工事の完成を目指して、安全安心な生活を送れるような体制を整えてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。専決処分、私は別に異議なしというように考えるんです。というのが、豪雨時期を迎えてですね、早くやるということが、安全安心のまちづくりの一番の基本になってくるわけですね。それで、今、ここに上げられた予算、あるいは、防災の処置として、奥之谷川、今のここの資料2の1ページにある、この範囲の中で、いわゆる、住民が安全と思われる、予期せんこともあるかも分かりませんが、今、町が考えている、そういう激甚の対策であるとか、安全に対する措置、完成するというように捉えていいんかどうか、まずそれを最初にお尋ねをいたします。これが1点。もう一つは、これが、ここで完成をしたと、まあ、答弁があるかどうか分かりませんが、

したとした場合に、全く線路のほうは何もしてなかった。私から見れば、今やった工事が、防災、全くゼロとは言いきれませんし、改善はされた努力は認めますけれども、ダムを造ったと同じような感じがするんですよね。これの解決。もちろんＪＲの高架事業、これがあの先からあるわけですから、今のこの地図から見ると、山陽本線のところがあるんですが、これが工事にかかるのに、第１期を、今、府中町やってますよね。第２期で、完成までは２０年先ということになりますが、基礎を作るのに、やっぱり１０年ぐらいかかると思うんですよね。その間は、さっき言ったように、ダムを造ったと同じような感じが、私するんです。これは、どのように考えておられるのか、この２点をお尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）はい。まず、１点目の御質問でございますが、おっしゃられるように、今回の工事は上流から県道までの区間が完成したものでございます。県道より以降、ＪＲを横断して瀬野川までの区間については、まだ未着手という形になっております。で、その区間は計画の降雨量により、断面、改修断面よりも大きい箇所もあれば、小さい箇所もありますが、今回の施工箇所を含めて、一連の工事により、奥之谷川の狭い河川断面の改修をすることで、３０年の７月豪雨の雨量を、おおむね流下させることができるようになったものと考えております。で、今後につきましても、その下流域につきましては、応急的な措置、浚せつであるとか水路の点検であるとかっていうのを入念に行いながら、安全安心な生活が守っていけるように努力したいと思っております。

○議長（桑原）佐中議員。

○１５番（佐中）私の発言が悪いんか分かりませんが、一つは、今言われた、ここにある１ページのところの区域、先ほど、県道まで、奥之谷川のそういう防災の河川、これは豪雨対策も含めて、町としてのそういう施策ですよ。これ、完成したのかどうか。まだあるんよと言われるんなら、まだそれでもいいんですが、聞いておるのは、それまで、もう、あそこ、奥之谷川のほうは、ダムも造ったり、町が関係したところは、今の予定では、完成したんか、したのかどうかということをお尋ねしとるんです。二つ目は、ＪＲの高架事業、これが、２０年先言いましたね。いつになるかよく分かりませんが、恐らく、基礎をやるのに、今、府中町がやってる、今度、海田町、第２期でやろうとすると、どうしても先に、この基礎をやるわけですから、完成を待たずにやるのに、あと何年ぐらい、おおむねかかって、着手ができるのか。そうせんかったら、上だけ整備しても、急

激な土砂が流れて、ダムを造ったと同じだというように私感じるんですが、これは、どうするのか。おおむねどういう時期なのか。あるいは、ＪＲが言うてくるまで待って対応するのかどうか、それをお尋ねします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）私のほうからお答えいたします。まず最初の、これで奥之谷川のところの町の工事は、完成なのかどうか。川の部分は、川の部分はですよ、本体工事のところは終わりますが、それに関連する工事、例えば、周辺の里道水路であったりとか、道路の一部修繕であったりとか、直接町には関係ございませんが、法面の修繕とか、そういったのはまだ残っております。ただし、川の河川断面を広げるというのは、この度の県道部分までのところは終わっております。それから、連立のことでございますが、はっきり、いつ、あと何年というのは、まだ私の口ではちょっと申し上げられません。理由は、今、ＪＲのほうでですね、詳細設計をやっております。で、詳細設計をやって、どここのところにどういった形の杭が来るのか、施工時期がいつになるのか、そういったことを今調整しておりますので、それらの内容を見てですね、うちのほうも、どこで連携して工事ができるのか、それは見定めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○１５番（佐中）おおむね分かりましたけれども、本当に安全なまちづくり、しかも、大災害があつて大被害があつて、大きく町民に影響した。この奥之谷川に続いて、この完成、多少残っておるといふ、これは建設の予算でできると思いますが。町長、お尋ねしますよ。職員はもう、あれが、答弁は精いっぱいだと思いますが、ＪＲの高架事業、基礎部分だけ早くやったほうがＪＲも得じゃし安全じゃし、町長は職員任せで、ＪＲとの交渉は、どうなんかな。今までも、ＪＲとの設計なんかが、ここいろいろあつたわけですが、そういう、早期に、住民、いっぱい、あそこ、上市、低いところまでずっと流れてね、大被害が起きた。今でも安心できんですよ、それは。カルバートボックスを入れたとしても、さっき言った、ダムを造ったと一緒にですから。町長、政治的に考えて、広島県であるとか、国であるとか、これの交渉は、今、町長、どう考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今の御質問は、今後のですね、ＪＲに対する交渉をどのようにするかというお話だというふうに思います。まず、詳細設計のほうの話が出てきておりまして、そ

この解決をまず済ませる必要があると、その過程においてですね、やはり、町がどのような関係で取り組めるかというところの具体的施策をですね、まず聞くことがまず大事だというのが、まず1点あると思いますね。それから、もう一つは、今、課題となっておりますJR、これはJRにとってもですね、損害が起きるわけですよ。実際には、30年の豪雨のときにもですね、土砂がそこに、線路に向けてですね、堆積して列車を止めたというような状況がございますので、それらを踏まえながらですね、そういう状況の回避に向けてですね、JRのほうにもですね、そういった改善を図るように、今後は進めていきたいと。この2点で対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。先ほど来ね、もろもろ、苦情みたいなこと出とるわけだが、私もその一つとしてはね、まずこの工期設定っていうものを、どういう根拠に基づいて設定しとるんかというのが聞きたい。一つは、ちょっと逸れますが、前にも12月の議会でも言いましたがね、高岸1号橋、12月に入札、工事契約しとるんですよ。3月31日までに、当時、建設部長、3月末までやりますという宣言しとるんですよ。ところが、これ、4月に工期延長しとるんですよ。最初の工期が、12月に契約をして3月末まで、全部入れても4か月、ところがこれを、今年の10月まで工期延長しとるんですよ。延長が7か月なんですよ。何を根拠に最初の4か月いうのを工期設定しとるのか。延長のほうが長いんですよ。ここでも、二次製品の製造工程、過程で問題が起きた。そんなものは、コロナが云々ちゅうのは、2年前、3年前から分かっとるわけ。この理由であって理由になっとらん。いかにのんびんだらりんと仕事しとるか。真剣味がないよ。当初4か月でやりますいうのを7か月も延長しとる、でたらめな話しとるんよ、町長、の。あんたの指導力もないのか。建設部にそれだけの能力がないのか。そこら、どういうことに基づいて工期を設定しとるかいうのが、一つ目。それと同じようなことがこの二つ目に出とるのが、資料の2で、これ、素人、幼稚園の子でも分かるじゃろ。掘削の深さが2,600と、こう書いとるわけよ、まあ、単位は書いとらんが、ミリじゃろうが。ボックスのH1,500いうて書いとる。その下に、コンクリが400とグリ石が200、どう計算しても2,600にならんよ。土被りが何ぼあるのか知らん。こういうとこ自体に親切味がないじゃろ。町長、分かりますか、2,600になりますか。Hが1,500と400と600足して、いいかげんな積算しとるということになるじゃない。そういうとこに真剣味がないと言うとるわけよ。工期も含めての、町長、あんたの指導力が問われる。もっ

と責任ある答弁を、説明をしてもらいたい。コロナに、何でもかんでも、いつかも言うた。コロナだけを悪者にして、コロナがかわいそうじゃないか、こういう言うたこともあるがね。いかにも理由らしき理由を付けとるが、全く理由になっとらん。いかにのんびんだらりんと仕事しとるかいうことを言うとするわけ。最初言ったように、だから、もう一回言いますが、何を根拠に工期設定しとるんかいうのが、一つ。二つ目は、この資料２のね、こういうところの説明、どうして 2,600 になるのか。もっと分かりやすく説明せんと、今も出とる線路のほうとか接続、そういうものの寸法の連結がどうなるのか分からん。こういうことでね、その辺の説明願いたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい。まず、工期の設定でございますが、こちらにつきましては、掘削、土留め、ボックスの設置等々工程表を立てた上で、その他休日等々を考慮した中で工期の設定、いわゆる積算基準に基づいて設定をさせていただいております。で、特別な工程に支障がある場合は、それらを考慮した上での全体の工程を立てておるところでございます。この度は、その工程の中で不可抗力に該当するような製品の搬入の遅れが生じたので、2 か月遅らせていただいたものでございます。続きまして、資料２の断面図のほうでございますが、ボックス、水路ボックス、Wワイド 2,000 掛ける、H 高さ 1,500 でございますので、今、議員さんおっしゃられるように 2,600 の掘削深から基礎部分 600 を引いた残りの 2,000 ミリ、2 メーター部分が、ボックスが入っている空間でございますが、ボックス 1,500 は内空断面でございますので、ボックスの壁厚、肉厚がございますから、それらを差し引いた残り、約 20 センチぐらいが路盤と舗装となるものでございます。で、ここに 20 センチの表示を、被り 200 という表示を入れて入れたほうが親切丁寧な説明になったと思いますので、今後その表示の仕方につきましては検討してまいりたいと思っております。ワイド、横幅が 2,000 でございます。で、H、高さが 1,500 でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14 番（前田）だから、そういうことをね、説明せにや分からんようじゃ困るということをするわけよ。だから、W2,000、H1,500、これは幼稚園の子でも分かるわけよ。そうすると、このコンクリの厚みが何ぼなるんか。それ、書いてないんよ。残りが土被りですいうなことを言うての、今の言う、ボックスの、コンクリ厚みが 10 センチかも分からん 30 センチかも分からん。そうしたときに上下で 60 センチなるんよ。

寸法が合うまいて言うとするわけよ。だから、そこらを分かりやすうに、だから、それをさっき言うた、もっと親身になって、真剣に仕事せえいうことを言うとするわけよ。のんべんだらりと、さっきも言うたように、当初工期が4か月でやって、延長が7か月、何を根拠にそういうものを設定しとするんか。真剣味がないということ言うとするんよ、町長、分かるか。いいかげんなことをやっとする訳よ、分かりやすく言うと。その辺の指導、どうなっとするんか。しっかり指導、の、何回も言うておる、3月にも言うとするんよ。12月も言うたろ。現況調査してやれいうて。そうしたら、勝手に民地に向いて水道のパイプをの、布設というか、露出配管をしとする。慌てて調べてみたら、間違うとりましたいう。12月に言うたものが1月にそういうことをやっとするわけよ。何の真剣味もないいうか、話を聞いとらん。いかにのんべんだらりと仕事しとするかということよ、建設部長。分かるか。今言うたように、高岸1号橋、当初4か月で設定して、延長が7か月だよ。だから、もっと真剣にね、しっかり上層部、指導して、今言ったような寸法でも分かるように、どうなのか、その辺の説明願いたい。もっとね、分かりやすい図面を付けて、いいかげんな、幼稚園の子が書いたような図面付けて、説明でありますいうて、説明になっとする。どうかいの、その辺。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）図面については、今後とも、引き続き、分かりやすい図面を作成して、御提供には努めてまいりたいと考えております。それから、工期設定についてもです、先ほど建設課長申しましたように、標準日程とか、標準日数とかそういったのを踏まえて積み上げてやっております。まだ、ちょっと、なかなか私どもの説明が分かりにくいということがございましたら、また、常任委員会とか、この場を通じてですね、丁寧な丁寧な説明に、今後とも心がけてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございますか。玉川議員。

○3番（玉川）3番、玉川です。全体の、今回の議案、見ていると、報告の時期であったり、承認を私たちに求める時期が遅いと思うんですけれども、今回、この報告の時期について、遅れる可能性が分かったっていうのが、どの時点だったのであろうかということが疑問になります。3月31日に工期が切れるということが分かっている。なのに、この報告がこの時期になっているということは、どの時点で、じゃあ、その工期が遅れるっていうの分かっていたのか、なぜこの時期じゃないと報告ができなかったのかという疑問が生じます。そのことが1点。多分、これについて、期間が延びると人件費等伸

びると思うんですけど、その経費はこちらの町のほうには負担がないと思うんですけども、その辺今後、報告が延びたりとか、工期が延びることによって生じる経費であったりだとか、材料が変わったときの、この前もありましたけど、経費というものが加算されるといったときの報告等がですね、ちょっと遅いんじゃないのかなというふうに思います。その報告の時期等について、御答弁をお願いいたします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）はい。まず、どの時期で分かったかということでございますが、コロナの感染者が工場で発生したのは、10月でございます。で、工場が再開されたのが11月上旬でございます。それから、製造工程等の見直しを工場のほうでしていただきましたが、最終的に製品が入るのが分かったのは年を明けて、実際入ったのは3月上旬なんですけども、2月に入ってから、3月頭には納入できるであろうという、確約、もらえてない状況でございました。で、その中で、町としましても現場のほう、1日も早く終わらせるように工程の見直しをし、できるところからやってきたところでございますが、製品が実際入った時点で、工程を見直した結果、2か月間の延伸が必要となりましたので、今回この工事の延期をさせていただいたものでございます。で、議会の報告でございますが、こちらのほうは、自治法180条の第1項のほうで規定されている専決処分のほうが、こちらが、海田町議会の委任により町長が専決事項の指定によるものでございまして、この中で、2か月を超えない範囲の工期の変更契約というものについては町長において専決処分できるものでございますので、この度、令和4年3月15日の専決処分に合わせて、直近の議会であります今回の5月の臨時議会に報告させていただいたものでございます。変更することで経費が加算されているんじゃないかということにつきましては、それについては、変更による経費の増はございませんでした。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）もう、その前の10月の時点で、工場でコロナの感染者が出ていたということが分かっていたということは、3月の定例議会のときには、もう既にここについては予測ができていたんじゃないのかっていうふうに思います。そこについて、どうしてもやっぱこの5月の議会でないといけなかったっていう理由はあったんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）はい。この度は、3月の議会後に製品が入っておりますので、その時点で確約ができたというところもでございます。で、今回の専決、町長が専決できる

規定に基づいてさせていただいたものでございますので、それに基づいて直近の議会での報告でございますので、そこら辺を御理解いただきたいと思います。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）よろしいですね。はい。質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第 1 号についてはこれをもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 4、報告第 2 号、令和 3 年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書を議題といたします。町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第 2 号、令和 3 年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書について、地方公営企業法施行令第 18 条の 2、第 1 項の規定により報告するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）それでは、報告第 2 号、令和 3 年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書について御説明いたします。議案書の 2 ページをお願いいたします。予算科目は、資本的支出の建設改良費で、事業名は、蟹原浄水場浸水対策です。継続費の総額は 3,237 万 3,000 円で、令和 3 年度継続費予算現額の合計は、予算計上額と同額の 1,516 万 7,000 円です。支払義務発生額は 1,093 万 4,000 円で、翌年度通次繰越額は、残額と同額の 423 万 3,000 円です。翌年度通次繰越額に係る財源内訳は、全額、損益勘定留保資金です。以上で、報告第 2 号、令和 3 年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については、地方公営企業法施行令第 18 条の 2、第 1 項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第 2 号については、これをもって終結いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原） 日程第５、承認第２号、専決処分をした事件の承認について、海田町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 承認第２号、専決処分をした事件の承認について。海田町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、課税事務上必要があり、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、３月３１日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（松井） それでは、承認第２号、専決処分をした事件の承認について御説明いたします。議案書３ページをお開きください。地方自治法第１７９条第１項の規定により、海田町税条例の一部を改正する条例について専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により、町議会に報告し承認を求めるものでございます。専決処分の内容については、議案書４ページの専決処分書のとおりで、専決処分年月日は令和４年３月３１日です。資料については、資料３の海田町税条例の一部を改正する条例の概要、資料４の海田町税条例新旧対照表をお願いいたします。改正内容については、資料３の条例の概要で御説明いたします。今回の改正は、令和４年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和４年３月３１日に公布、４月１日に施行されたことに伴い、海田町税条例の一部を改正したものです。それでは、１の固定資産税関係について。まず、土地に係る負担調整措置でございますが、商業地等の課税標準額の負担調整措置による上昇幅を通常５パーセントであるものを、令和４年度に限り２.５パーセントとするものでございます。次に、字句の整理でございますが、熱損失防止改修工事について、工事内容等の拡充に伴い字句の整理を行うものでございます。２のその他につきましては、１で説明した改正以外について、引用条項の整理を行うものでございます。最後に３の施行期日ですが、いずれも令和４年４月１日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。兼山議員。

○７番（兼山） ７番、兼山です。資料の３のところで、１、２、３とありますが、１のところで質疑なんです、今回これ、ほかの近隣市町見ましたら、もう４月の早々に臨

時議会開いてやっておられたんで、先ほどの報告の第1号なんかでもそこでやれば、住民の皆さんにはすごく親切じゃなかったかなと思いながら聞いたんですが、令和3年度は、固定資産税の評価替えの3年に一度の年になってます。そして、4年度は、基本的には上昇していく過程の中で、コロナの感染のそういった負担の軽減、そういったところの配慮から、この4年度は下げたと。そのような解釈で。路線価は変わっていくんですけど、感染拡大の配慮から下げたという認識でよろしいんでしょうか、まず1点。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）はい、この度の引下げの部分につきましては、新型コロナの影響を受けている事業者への負担軽減や激変緩和のための措置とされているものでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）それで今度、資料の4を見ましたら、新旧対照表を見まして、特に4ページなんかは新旧でいうと、字句の整理で、工事の拡充に伴う字句の整理で、旧のほうは工事で終わっているんですけど、何か、新のほうは工事等になっているので、これは、いわゆる、いわゆる令和3年度までについては、住宅を有するものについてだけが、令和4年度については、全ての地目とか現況に対象だという意味で、等なんですか。そうすると、等は全ての地目で考えてよろしいんでしょうか。この2点、どうですか。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）はい、議員の御質問の熱損失防止改修工事の部分につきましては、令和3年度までは、工事という部分で、熱損失防止改修ということで窓の改修工事を必須として、床や天井、壁の断熱工事がこの対象となっておりましたが、等というところで、令和4年度以降につきましては、先ほどの工事のほかに、太陽光発電装置や高効率空調機等の設置にかかる費用も含めた工事が対象となったものでございます。

○議長（桑原）いいですか。はい、兼山議員。

○7番（兼山）先ほど言ったんですが、全ての地目で対象になるということでよろしいんでしょうか。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）こちらにつきましては、建物、家屋の改修工事になっておりますので、その住宅用家屋が対象となっております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今、答弁があったんで、ちょっと難しいんですけども、固定資産税の

関係は、路線価格に対して 1.4 パーセント、それに、ここにある負担調整措置、これは、法人というように見えるんですね、これ、括弧して、住宅地以外の宅地、あるいは雑種地というようにありますから、法人の反対は個人ですから、法人ということになると、土地だけの問題か、先ほど言われた建物の問題なのか、償却資産の問題なのか、そこら辺が、私の認識がちょっと薄いというんか、分かりかねとるんです。それで、負担調整措置というこの措置の方法ですよ、これは何を意味しているのか、私から見れば、今、説明があった建物に対して、いろんな措置したら 5 パーセントから 2.5 パーセント引き下げますよ。働く環境を整える、その条件として応援をしてあげますよ。こういう判断ができるわけですが、この負担調整率の措置、これは、法的な根拠というんか、意味ですよ、これ、ちょっと分かりづらいんですが、もう一度説明をお願いします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）負担調整措置についてでございますが、この負担調整措置につきましては、土地に係る固定資産税について、該当があるもので、評価額が急激に上昇した場合であっても税負担の上昇が緩やかなものになるように課税標準額を徐々に是正していく措置でございます。で、先ほどの工事、熱損失改修工事のものについては、こちらは家屋に対する減額措置になっております。負担調整措置は土地にかかるものと考えていただきたいと思います。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）ちょっと、いまいち分かりづらいんですが、土地に対するいうことは、この文章を見ると、法人に対して、5 パーセントから 2.5 パーセント、これを引き下げると。で、内容については、先ほどいろんな条件が、ちょろっと説明ありましたけれども、その条件に整うと、これが該当するというように思うんですよ。これが、先ほどありました評価額の 1.4 でしたかね、これを掛けたものが固定資産税、ちょっとそこは定かでないんですけども、そういう認識を持っとるんですが、個人は何もしないで、法人だけそれが該当するというのがちょっと理解しにくいんですけども、その辺はどうかお尋ねします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）まず、固定資産税の計算方法ですが、課税標準額掛け税率 1.4 パーセントが、税額で求められることとなっております。こちらの、資料 3 のほうの固定資産税の土地の負担調整措置の部分につきましては、課税標準額、先ほど説明しました負担

調整措置が課税標準額の上昇幅を、通常であれば、5パーセントまでという形であるものを、こちらの商業地等について2.5パーセントに、今年度に限り引下げたものでございます。で、こちらにつきましては、先ほど兼山議員のときにもお答えしましたが、新型コロナの影響を受けている事業者への負担軽減のための措置とされているところでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより承認第2号について採決を行います。お諮りいたします。承認第2号については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、第24号議案、工事請負契約の締結について、海田南小学校トイレ改修工事を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第24号議案、工事請負契約の締結について。海田町大立町地内において施工する海田南小学校トイレ改修工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは議案書6ページをお願いします。第24号議案、工事請負契約の締結についてでございます。工事名は、海田南小学校トイレ改修工事。工事場所は、海田町大立町地内。請負金額は1億3,827万円。受注者は、錦建設株式会社。工期は、議決の日の翌日から令和4年10月14日まででございます。続きまして、資料5の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札の指名は、海田町建設工事指名業者等選定要綱により、建築一式工事で、業者登録のあるAランクの業者を基本とし、総数の3分の1を超えない範囲内で選定が可能なB、Cランクの町内業者4者を含む15者を指名いたしました。入札の結果、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の入札者のうち、

最低の価格で入札した錦建設株式会社を落札者と決定いたしました。続きまして、工事内容について、担当部署から御説明いたします。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山） それでは、海田南小学校トイレ改修工事について説明をさせていただきます。資料6をお願いいたします。この度、海田南小学校1号館、2号館の全トイレの改修工事を行います。昭和54年から57年にかけて校舎が整備され、整備後40年余りが経過しております。1号館、2号館のトイレの配置は、資料6の裏表面のとおりでございます。1号館につきましては、各フロア2か所、2号館につきましては、各フロア1か所と多目的トイレ、給食調理場のトイレがございます。主な工事内容としましては、便器の洋式化及び床の乾式化、非接触による洗浄、照明等を整備してまいります。夏季休業中を中心として、7月下旬から工事をする予定としております。説明は以上でございます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。入札結果をどうのこうの言うんじゃないんですが、これ今、ものが手に入らない時期ですよ。先ほど来から問題になってますように、工期、この時間で十分、大丈夫なんではないかというのがまず第1点。次に、これ、予算約1億5,000万ぐらいで組まれたように思います。一番安いとこと一番低い（高い？）とこの落差がすごく大きいんですが、これは、最初の質問に結果的に戻るような格好になるんですが、本当に品物が手に入るのかどうか。それが担保されてるのかどうか。担保されてないんであれば、当然工期を、もう少し、こういう時期ですから、しっかりした工期を取るべきじゃないかと思うんですが、それについてどうでしょうか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）はい。今、便器等の機器が、工期内に入って適正工事ができるかということだと思うんですけれども、まだ契約が、今日、もし議決いただければ今日契約ということになるんですけれども、あらかじめ請負業者、候補者のほうと話をしている中では、特にこの工期でやることについて困難だというふうな声は入っておりません。なので、この工期を目標に工事を実施してまいりたいと思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）いや、もう1点の聞いとる質問に答弁がないんですが、これは、物が担

保されてる状態でお話をしてるんでしょうか。担保されてなく、ただ業者が言ってるから、それ鵜呑みにされてるんか。もし、そういうのであれば、工期を、はっきり言って、1 か月でも 2 か月でも余分にとって確実に確保できるようにすべきではないんだろうか。それと、先ほど申しましたように、1 億 2,500 万、細かい端数は別にして、一番高いのが 1 億 9,900 万、これだけの差が出てくるってことは、下手をすると、途中で、大幅な、5 パーセント以上の材料が、変化が出てきて、スライド条項を適用さすという問題が出てくるんじゃないかと思うんで、特に材料担保やなんかの問題について確認をしているところなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）先ほども申し上げたんですけれども、まだ契約前でございまして、ますので、ただ、現状でヒアリングした限りでは、工程を守って工事をしていただけるっていうふうな言質は取っております。あと、工事費が、この上下、差が大きくてですね、スライド条項適用とか今後あるのではないかということについても、その単価については直近の単価、見積りを取得しまして直近の単価で積算をしておるところでございます。それと比べて、もしですね、今、現状の単価が大幅に上がっている昨今、最近、新庁舎のほうで見られたような上昇が見受けられた場合には、契約に基づき、そういうふうな措置を取らなければいけないかもしれないですけど、今のところ、業者とのヒアリングではそういう話は出ておりません。

○議長（桑原）宗像議員。

○10 番（宗像）私は、はいじゃ、担保という言葉が言い過ぎたかも分かりません。見込みは立ってるのを確認してるんでしょうか。あくまで見込みです。少なくとも最小限、契約する以上は、それなりの、担保できてないにしても、少なくともその、結局、手に入る、相手をきちんと向こうが確保してるんか、その相手がきちんとしたのがおるんかどうか、それについて、どうなんですか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）今、繰り返しになると思うんですけれども、今、業者のほうのヒアリングの中では、材料が入らない、工程が守れないという話は出ておりませんので、この工程でやっていただけるものと考えております。

○議長（桑原）ほかにございますか。佐中議員。

○15 番（佐中）15 番、佐中です。トイレの改修について、時代の流れだというように思

いますけれども、メリット、デメリットがあると思うんですよね。全ていいとは思いません。この辺についてちょっとお尋ねしますが、一つは、これよりも掃除が大変だというのが、一つあるんですね。これはどういう教育をするのか。二つ目には、他人が座った便座に、ほかの人が、何となく不快感を感じる。あるいは、高学年になると、嫌がって、他人がまあ座ったところですよ、そこら辺の心理状況であるとか、そこら辺はどう考えておるのか。これが二つ目。それから三つ目には、小さい頃から、家庭から学校、全部洋式になると、他の民間のトイレに行った場合に、和式があった場合は、全くこれを使用できないというか、人権に関わる、あるいは人格に関わるような問題が発生するのではないかという懸念があるんですが、これはどうなのか。四つ目には、ウォシュレットが付くのかどうか。洗浄機が付くのかどうか。洗浄機が付いたら、今でも家庭の中で、高圧で洗浄した場合は汚物が広がっていくという苦情が、聞いたことがあります。うちの家では、この洗浄しない、ウォシュレットを付けないと、それは、高圧で洗浄した場合に、汚物が周りに散らばってですね、微粒子じゃないけども、そういうのがあって、非常に不快感を感じるんで、水圧を下げるとか、あるいは全くなくするという、僅かではあるけども、あるんですが、多くの学校で今からずっと付けていくんですが、洗浄機を、教職員だけ使うところがあるのか、生徒はどういうようにするのか、ちょっとそこら辺、4点をお尋ねします。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）まず、掃除のしやすさ、しにくさというところの問題でございますが、大きくは、床の乾式化というところが変わってまいります。これまで、タイルであればですね、水道から水を引いてですね、水を流して、たわしというかですね、デッキブラシのようなもので擦っていたと。で、乾燥がうまく、天気が悪くて乾燥がうまくいかなかった場合に、カビであったり、いうふうなところが心配されて、衛生環境上の問題が出てくるというところから乾式化というところになってきております。水分を使わないというところのトイレの床の掃除についてはですね、やり方次第は、今よりも簡単になるかと、モップとかですね、それからほうき等で可能になるので、簡単になるのではないというふうに考えております。便器につきましては、浮いた状態で床の下が付かないようにしたりとかですね、これも衛生環境上、形が変わって、以前よりも隙間とかですね、付け根のところとかっていうのは掃除をしやすくなっておりますので、子どもたちについては、掃除の新たな仕方ということは指導していきますけども、現在のものよ

りも指導がしやすく、トイレも掃除がしやすくなるのではないかというふうに考えております。それから、他人が使う場合の心理的負担というところでトイレに行きたくないとかっていうところにつきましては、これまでもいろいろな議論がなされてきました。途中、平成 25、6 年に小学校で工事をされた場合には、一つだけ和式便器を残すというふうな配慮の下にですね、整備をしてきた経緯もございますけども、現状、先ほども議員が御指摘されました家庭での環境が洋式に向かう中、やはり使いにくいトイレが 1 か所あることで、子どもたちの利便性や機会を失わせるというところのほう負担となるだろうということで、衛生環境も含めて、この度は洋式化を全てで行うということの判断をしておりますので、そこは御理解いただけたらと思います。それから、同じような話にはなるんですけども、様式が違うものについて使いにくい、他の公共施設の兼ね合いというところにもなってくるんですけど、これも時代の流れでですね、各施設等については、洋式化の流れがございますので、年を追って改善されるものというふうに考えております。最後に、ウォシュレットの話でございますけども、これは、工期のところでお話ししたかと思いますが、ウォシュレットは付けておりませんので、先ほどのような御心配はないかというふうに考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。西田議員。

○2 番（西田）2 番、西田です。一つお聞きするんですけども、これ、工事名称でトイレ改修になってるんですけども、この中に電気工事の改修も含まれてるんですね。で、LED 照明、131 か所って書いてあるんですけども、これは全数なんですか、それとも部分的なもんですか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）はい、照明の LED の取替えについては全数でございます。はい。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 24 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 24 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 24 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 7、第 25 号議案、財産の取得について、塵芥車、ハイブリッド車、を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 25 号議案、財産の取得について。塵芥車の売買契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、議案書 7 ページをお願いします。第 25 号議案、財産の取得についてでございます。品名は、塵芥車、ハイブリッド車。数量は 1 台。購入金額は、698 万 5,000 円。受注者は、有限会社安芸モータース。納入期限は、令和 5 年 3 月 31 日です。続きまして、資料 7 の入札状況をお願いいたします。この度の指名は、町内業者を含む 4 者を指名し、入札の結果、予定価格以下でかつ最低の価格で入札した有限会社安芸モータースを落札者と決定いたしました。続きまして、内容について、担当部署から御説明いたします。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）それでは、塵芥車について御説明いたします。資料 8 をお願いいたします。環境センター塵芥車についてでございますが、1、目的につきましては、平成 21 年度から使用している塵芥車を更新し、環境センターごみ処分事業の安全性及び事業継続性を確保することを目的とするものでございます。2、概要につきましては、環境センターで所有している塵芥車の塵芥架装部の腐食が進行し、漏水の危険性が生じているため、車両を更新する必要があるものでございます。3、品名及び数量につきましては、塵芥車、1 台でございます。4、規格等につきましては、シャーシメーカーは、日野自動車株式会社、シャーシ形式は、記載のとおりでございます。架装形式メーカーは、新明和工業株式会社、エンジン形式はハイブリット、積載量は 2 トン、積込形式は回転式、車体色は標準色でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○10 番（宗像）資料 8 のほうで、シャーシメーカー、日野自動車。前回の定例会において EV 車の話をしたときに、地元企業優先のために地元企業を発売するまでされないと。で、ここではなぜ地元企業を使わずに日野自動車にされたのか。町の方針としては、基

本的には地元企業育成とか地元を優先的にという話をずっとされているのに、なぜ日野自動車になってるのか。マツダにしなかった理由について御説明願います。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）塵芥車のシャーシにつきましては、今、日野自動車といすゞ自動車が主なメーカーであり、マツダについては、今、そういったシャーシとしては販売しない状況でございます。

○議長（桑原）よろしいですか。はい。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。この車両購入に当たってお尋ねしますが、ここに、4番目に、規格等という、規格というのがありますよね。既製品なのかそれとも、別注品なのか、お尋ねします。なぜ尋ねるかといいますと、消防自動車、これを1台買うんと、例えば、4台、5台買うんと、ものすごい価格が違うというのが、私、消防組合の議員のときに、そのこと、記憶にあるんですね。広島市と一緒に何台か、10台近く買ったら、ものすごい安かった。しかし、海田地区消防組合、一時、一部事務組合でしたが、1台、2台買ったらものすごい高くつくというのがあるんですね。同じ買うんなら、近所のそういう市町、あるいは、もう時期が来るのであれば、早めに2台買うという方法もあるんですけども、まず1番目は、既製品なのか、それとも、まあ規格品よね、別注品なのか。1台買うんか、それとも、これから先、まだ期間があって、もう数年先しか買う予定はないというのであれば、まだ納得できますが、その辺は、今年買い、また来年買い、再来年買いというような、そういうことはあり得るんかどうかお尋ねします。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）塵芥車の架装分につきましては規格品、別注ではなく、既製品となっております。で、今後の予定につきましては、今のところ、海田町は、塵芥車1台で稼働しておりますので、すぐを買う、数年で買い替えることはございません。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第25号議案について採決を行います。お諮りいたします。第25号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第 25 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第 8、第 26 号議案、財産の取得について、電子黒板を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第 26 号議案、財産の取得について。電子黒板の売買契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長(桑原) 財政課長。

○財政課長(吉本) それでは、議案書 8 ページをお願いします。第 26 号議案、財産の取得についてでございます。品名は、電子黒板。数量は、112 台。購入金額は、2,833 万 3,536 円。受注者は、株式会社きんし広島営業所。納入期限は、令和 4 年 8 月 19 日です。続きまして、資料 9 の入札状況をお願いいたします。この度の指名は、6 者を指名し、入札の結果、予定価格以下で、かつ、最低の価格で入札した株式会社きんし広島営業所を落札者と決定いたしました。続きまして、内容について、担当部署から御説明いたします。

○議長(桑原) 教育次長。

○教育次長(森山) それでは、電子黒板について御説明いたします。資料 10 をお願いいたします。まず、1 の概要でございますが、町立小中学校並びに町内の幼稚園、保育所及び認定こども園に電子黒板を導入するものでございます。効果でございますが、電子黒板を導入することにより、画面共有や意見交流等が容易になるほか、児童生徒のタブレット端末との情報共有が可能なツールとなっており、活用することによりまして、双方向型の授業や、児童それから園児との交流が可能となります。それらにより、知識の効率化や取得等、考え方、活動等が深まるものと考えております。また、園児等につきましては、入学時の心理的なギャップ等の解消にもつながるものとして考えております。3、設置台数でございますが、小中学校に 101 台、幼稚園、保育所等に 11 台の合計 112 台を導入する予定としております。仕様につきましては、記載のとおりでございます。5 の予算でございますが、記載のとおり、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金等の国庫支出金を特定財源として充てることとしております。説明は以上でございます。

○議長(桑原) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 26 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 26 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 26 号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。本日開会の海田町議会臨時会におきましては、議員の皆様方には慎重に御審議いただきまして、ありがとうございました。本臨時会に提出させていただきました議案につきましては、原案のとおり議決をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

○議長（桑原）以上で、令和 4 年第 3 回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆様大変御苦労様でした。

午前 10 時 27 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年      月      日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員